

特例病床制度の概要

1 趣 旨

病院及び診療所の病床については、地域保健医療計画において、二次保健医療圏ごとにベッド数の上限である基準病床数が設定されている。既存の病床数がこの基準病床数を上回っている、いわゆる病床過剰医療圏においては、原則として病床の増床ができないが、病床過剰医療圏であっても特例的に整備できる病床（以下「特例病床」という。）が定められている。

2 特例病床の種類

特例病床として、医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 に 13 類型が規定されている。

	特例病床の内容
1	がんその他の悪性新生物又は循環器疾患
2	小児疾患
3	周産期疾患
4	リハビリテーション（発達障害児の早期リハビリテーションその他の特殊なリハビリテーションに係るものに限る。）
5	救急医療
6	アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、合併症を伴う精神疾患
7	神経難病
8	緩和ケア
9	共同利用
10	後天性免疫不全症候群
11	新興感染症、再興感染症
12	薬事法の治験の臨床試験
13	診療所の病床を転換して設置した療養病床

※特例病床の取扱いにあたっては、医療審議会へ諮問し、審議会の意見を付して厚生労働省への協議を行う。（厚生労働省医政局長通知）

3 これまでの特例病床の事例

	病院名	病床数	類型	開設許可日
1	川口市立医療センター	539 (35)	救急医療	平成 3 年 2 月 1 日
2	深谷赤十字病院	506 (50)	救急医療	平成 3 年 12 月 26 日
3	県立循環器・呼吸器病センター	319 (40)	循環器疾患	平成 5 年 11 月 2 日
4	県総合リハビリテーションセンター	120 (120)	リハビリテーション	平成 6 年 2 月 16 日
5	医療法人愛和病院	50 (7)	周産期疾患	平成 21 年 6 月 17 日
6	県立がんセンター	503 (58)	がん、緩和ケア	平成 23 年 6 月 17 日

(注) 病床数の () 内は特例病床数で内数である。